

畜産とくトク情報

平成 15 年 4 月 23 日
(通算 第 45 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話: 026-235-7234

飼料用稲わらからのひ素の検出について

平成 15 年 4 月 16 日に農林水産省から、『独立行政法人肥飼料検査所が稲わらについての調査分析を実施した結果、輸入及び国産の稲わらから「飼料の有害物質の指導基準」の基準値を超えるひ素を検出した』との連絡がありました。

現在、肥飼料検査所が当該稲わらの販売先等の確認を行っています。

調査分析結果

産地	分析点数	検出値		指導基準値	産地別検出値 (最小値～最大値)
		2 ppm 超過	2 ppm 以下		
輸入	37	27	10	2 ppm	0.8 ~ 6.2 ppm
国産	10	3	7		0.6 ~ 6.8 ppm
計	47	30	17		0.6 ~ 6.8 ppm

調査分析結果を受けて農林水産省は、今回の調査において、指導基準値を超えることが確認された稲わらについては、飼料としての販売停止を業者に要請しています。

また、家畜への稲わらの給与については、次の措置をとるよう指導しています。

肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛に稲わらを給与する場合には、稲わらの給与割合を飼料全体の概ね 2 割以下に抑えること。

農家の皆さんは、安全な畜産物の生産ため、上記による給与をお願いします。

御不明な点等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所又は畜産課
草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)

動物性油脂を用いた飼料等の規制について

飼料用動物性油脂については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」(平成14年8月2日公布、即日施行)による飼料用動物性油脂の原料及び不溶性不純物の含有量についての法的規制に加え、平成15年4月1日から「と畜検査を受けていない反すう動物由来の油脂」等について、新たに規制がなされました。

農家の皆さんは、動物性油脂が含まれている飼料を購入される場合は、購入飼料の表示を確認し、不溶性不純物の含有量が規制に適合しているか確認してください。不明な点がある場合には、販売業者に必ず確認にしてください。

動物性油脂を用いた飼料の製造（給与）に係る規制 (H15.4.1以降)

油脂の種類	不溶性不純物含有量 (%以下)	原料例	畜種別飼料利用の規制					
			牛用		豚用	鶏用	養魚用	
			代用乳	その他				
動物性油脂	特定動物性油脂(注1)	0.02	食用(牛・豚・鶏)脂					
	廃食用油	0.02	食用(牛・豚・鶏)脂が含まれる植物油					
		0.15		×	× ()			
	チキンオイル(注2)	0.15	鶏副産物	×				
	イエローグリース	0.15	牛混合副産物	×	× ()			
死亡牛イエローグリース	0.15	死亡牛	×	× ()	(注3)			
魚油		魚						

()内は、平成15年3月31日までの規制

注1 と畜検査又は食鳥検査に合格した獣畜又は食鳥の可食部位からのみ採取された脂肪(食用の肉から採取した脂肪)由来であって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるものを言います。

注2 製造工程等について、農林水産大臣の確認が済んでいるチキンミールの製造業において製造されるチキンオイルを言います。

注3 は、平成15年9月30日まで利用が可能です。

注4 太枠内が、平成15年4月1日からの規制です。

御不明な点等がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所又は畜産課草地飼料係へ御相談ください。

(草地飼料係)